



あと少しで平成も終わり、新しい元号に変わりますね。
どんな元号になるのか楽しみです。
それに伴い、今年のゴールデンウィークは10日間の超大型連休となります！
お出かけの計画など、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか？

2019年ゴールデンウィーク

日付	祝日・休日	5/1が祝日
4月27日(土)		土曜日
4月28日(日)		日曜日
4月29日(月)	昭和の日	祝日
4月30日(火)	国民の休日	休日
5月 1日(水)	皇太子殿下即位・改元	祝日
5月 2日(木)	国民の休日	休日
5月 3日(金)	憲法記念日	祝日
5月 4日(土)	みどりの日	祝日
5月 5日(日)	こどもの日	祝日
5月 6日(月)	振替休日	休日

10連休

3月末の保険料の引落としにご注意を!!

今年のゴールデンウィークが10連休ということで、おそらく金融機関の業務もストップすると見込まれます。
そこで注意を頂きたいのが、保険料の支払いです。
銀行口座振替にされている方は、3月末の引き落としに特にご注意ください!!
今年は3月末に引落としができなかった場合、4月に失効してしまう可能性が例年より高くなります。

「月払い」で引き落としができなかった場合、翌月の月末までが払込猶予期間とされています。
つまり、引落としができなくても翌月に2ヶ月分引落としできれば問題ありません。
また、27日の引落としに間に合わなかった場合は、月末までに2か月分「振込み」をすれば大丈夫です。
この場合は、振り込んだ保険料が月末までに保険会社に着金する必要がありますので、金融機関の営業している時間に限られます。

ではなぜ今年のゴールデンウィークが保険料の支払いに関係あるのかというと、
4月27日(土)から5月6日(祝)までの間、金融機関の営業業務がストップする可能性があるためです。
つまり、3月に引落としができず、万一翌月4月の引落としもできなかったとすると、**金融機関を通しての「振込み」という手段がなくなってしまう**。
まだ、各保険会社どのような対応にするかの発表は出ておりませんが、このような場合に備えて3月末の引落としができていたかをご確認くださいね。

なおクレジットカードの場合であれば、「保険料が引き落としできない」という事態が発生しません。
契約形態でクレジットカード払いが可能な場合は、クレジットカード払いへの変更もご検討ください。
ご質問などあれば担当までお問合せくださいませ♪



4月からお子さんが自転車通学を始めるご家庭は注目!!

お子さんが学校から「自転車保険、加入の案内を持って帰ってきたら...

申込書に記入する前に確認して下さい！ご家庭で加入されている火災保険、自動車保険、共済保険がありましたら、保険証券の特約欄に『**個人賠償責任保険**』があるかどうか確認して下さい！この『**個人賠償責任保険**』、**自転車乗車中の人や物への損害もカバーしてくれます**。保険加入証明というものを保険会社に問い合わせ発行してもらい、それを学校へ提出すれば新たに保険に加入しなくてもよく、臨時出費を抑えられますよ♪



〔発行〕 株式会社F・P・S

〒541-0052 大阪市中央区安土町1-7-20 新トヤマビル6階
(大阪メトロ線 堺筋本町駅⑫番出口 徒歩1分)

代表電話：06-6262-0501 フリーコール 0800-111-5667
<https://fpsjp.com/>



HPIはこちらから

FB00045